平成２４年（フ）第２１６号
埼玉県和光市西大和団地２番２号405
債務者　佐藤　千秋
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
埼玉県戸田市下戸田１丁目12番７号　大島マンション303号室、旧住所埼玉県戸田市下戸田２丁目12番５―502号
債務者　高木　利雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
埼玉県戸田市下戸田１丁目12番７号　大島マンション303号室、旧住所埼玉県戸田市下戸田２丁目12番５―502号
債務者　高木　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｂ―606
債務者　堀内　勝利
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
埼玉県加須市久下１丁目30番地11　スパイラルガーデンＢ―203
債務者　植野　安雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
さいたま市南区内谷３丁目９番15号310
債務者　中島　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１６号
さいたま市桜区田島２丁目10番１号　グランハイム武蔵浦和303
債務者　遠藤　信子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
福井県鯖江市和田町第22号５番地
債務者　藤本　惠子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
福井県坂井市春江町高江第２号１番地88
債務者　南部　幹男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
福井県坂井市丸岡町野中山王第24号52番地３
債務者　東口　広美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
福井市江尻ケ丘町288番地
債務者　松原　鉄也
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
山梨県南アルプス市芦安芦倉770番地　坂下第２団地302号
債務者　渡邉　澄江（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
山梨県甲斐市万才219番地３
債務者　池田　　統
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割1281番地
債務者　野口喜代美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割1281番地
債務者　野口　正直
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
山梨県甲府市朝日５丁目11番３号
債務者　百田　八郎
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
山梨県甲府市朝日５丁目11番３号
債務者　百田　秋子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係